

平成20年7月15日

社会保障審議会障害者部会
会長 潮谷 義子 様

社会福祉法人
日本身体障害者団体連合会
会長 小川 榮一

「障害者自立支援法」の抜本的見直しにかかる日身連の要望

「障害者自立支援法」が施行されてからの間、制度を利用する上で様々な問題が生じ、このことに対し、国は特別対策、そして緊急措置を講じました。しかし、依然として、利用者や施設関係者等は不安を抱え、深刻な課題として残されています。

日本身体障害者団体連合会は、この現状を重く受け止め、障害者自立支援法の見直しにかかる検討委員会（松井逸朗委員長）を設置し、検討を重ねてまいりました。

ついては、障害者が安心して生活できる環境体制を整備することが喫緊の課題であり、「障害者自立支援法」が、障害者の自立を支え、格差のない、共生社会の実現となるよう、下記の諸点について要望いたします。

記

障害者自立支援法に対する抜本的見直しの前提条件について

- ・対等の契約原理を維持し、措置制度に逆戻りしないこと。
- ・介護保険との統合を前提としないこと。
- ・付帯決議については、予算確保を含め、速やかに対処すること。

1. 利用者負担の在り方について

- (1) 利用者負担の月額負担上限額は、一般分についても軽減策を講じること。
- (2) 入所施設の補足給付を2万5千円から最低4万5千円に引き上げること。
- (3) 就労関係の施設や事業（就労移行支援事業、就労継続支援事業等）は、「働く」ことを目的としており、類似の機能を有する職業能力開発事業等の取扱いとの整合性から考えても、利用料は無料にすること。
- (4) 障害福祉サービス、自立支援医療、補装具を複合利用する場合、別々の負担とせず、総合上限額制度を導入すること。

2. 事業者の経営基盤の強化について

- (1) 従前の90%保障を100%にすること。
- (2) 支払方法については、報酬額を人件費と他の事業費に分けた上、人件費相当分を月払い方式、その他の経費を日払い方式とすること。
- (3) 小規模作業の法定事業への移行要件の緩和を講じる等、円滑な移行の実施を図ること。また、法定化できない作業所に対して、施設運営ができるように新たな受け皿のあり方を構築するなど、救済的な措置を講じること。
- (4) 自立訓練・就労移行支援における標準利用期間超過減算（基本単位数の95%を算定）は、利用者と施設経営の安定という観点からも廃止すること。

3. 障害者の範囲について

発達障害者等を含め、障害者の範囲について抜本的に見直すこと。

4. 障害程度区分認定の見直しについて

- (1) 地域間格差なく、必要な支援（サービス）が適切に利用できるよう、対象者及び量の制限をしないこと。障害程度区分の認定項目については、介護認定基準を前提とせず、障害者の個々人の日常生活、社会生活上の制限に対応したものとすること。
 - (2) 利用目的の視点からも、障害程度に応じた支援（サービス）するための区分として相応しい名称に変更（障害程度支援区分／仮称）していただきたい。
- ※ これらの課題の解決のために、厚生労働省において、障害者団体、地方自治体、有識者等で構成された委員会を設置し、早急に検討されたい。

5. サービス体系の在り方について

- (1) 身体障害者を対象としたグループホーム・ケアホームを創設し、地域生活の基盤整備の一層の促進を図ること。
- (2) 移動支援については、格差なく利用に困難が生じないように、個別給付にする等の対策を講じること。

6. 相談支援の充実について

- (1) 相談支援事業が十分に機能できるよう、ケアマネージャー制度の創設等を検討していただきたい。
- (2) 相談支援事業体制のツールの一つとして、障害者相談員等の活用の促進を図っていただきたい。

7. 地域生活支援事業について

- (1) 福祉サービス並びに利用者負担等の実態を調査し、地域間格差解消のため適正な対策を講じるとともに、事業の財政責任を明確にし、裁量的経費を義務的経費にすること。

- (2) 地域生活支援事業を円滑にすすめるために重要な地域サービスの基盤である障害者社会参加推進センターについては、大都市特例が廃止されたが、地域において障害者の社会参加の促進等を図るためにも従前の体制に戻すこと。
- (3) コミュニケーション支援事業については、義務的経費とし原則無料とすること。

8. 就労の支援について

- (1) 今国会に提出される障害者雇用促進法の改正案の法制化を図り、障害者雇用支援に対する積極的な政策を進めるとともに、就労できない重度障害者についても、きめの細かい対策を講じること。
- (2) 就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター事業の利用料については、無料とすること。少なくとも、就労控除（月收入24,000円）については、現行の低所得者層だけではなく、一般まで拡大すること。

9. 所得保障の在り方について

障害者が地域で自立して生活するために、障害基礎年金額の増額や住宅手当の創設等、所得保障を早急を実施すること。

以 上

平成 20 年 7 月 15 日

厚生労働省ヒアリングレジュメ

社会福祉法人日本盲人会連合
会長 笹川 吉彦

【自立支援関係】

1. 障害者自立支援法の改正に当たっては、障害程度区分及び、調査項目の見直し、サービス支給量の適正化、地域格差の是正など障害者がそれぞれの地域で安心して生活し、社会参加し、併せて社会貢献できる内容にしていきたい。
2. 65歳以上になり介護保険に移行したときに障害者自立支援法で受けられていたサービスを引き続き受けられることを保障していただきたい。
3. 入院中でも障害者自立支援法によるホームヘルパー制度が利用できるよう制度を改善していただきたい。
4. 視覚障害者移動支援を以下のとおり、改善していただきたい。
 - ①自己負担はその本質から見て撤廃していただきたい。
 - ②多くの自治体において利用時間の上限を設けていることに鑑み、支給量の上限時間は撤廃していただきたい。
 - ③視覚障害者の安全を確保し、そのニーズに的確に應えるため、ガイドヘルパーの資質向上を図っていただきたい。
 - ④65歳を過ぎても通院介助においては、介護保険によるのではなく、院内の様々な移動とその他の用務が同時に利用できるようにしていただきたい。
 - ⑤視覚障害者の職域拡大のため、自営や雇用に限らず、就

労のために移動する際にも利用できるようにしていただきたい。

⑥代読・代筆サービスが移動支援と一体で利用できるようにしていただきたい。

⑦移動支援事業は自立支援給付として位置づけていただきたい。

5. 福祉サービスにおける自己負担は撤廃していただきたい。仮に利用負担をもうける場合には、応能負担に戻すか、収入に応じた軽減策を講じていただきたい。

なお、費用負担の軽減を求める際に、貯金通帳を提示することを廃止していただきたい。

【その他】

1. 障害者の所得を補償するため、障害基礎年金を1級は、月10万円以上に、2級は、月8万円以上に引き上げていただきたい。
2. 盲人ホームがあはきの技術研修の場と同時に、生活・歩行・パソコン訓練など一般就労支援の場になるよう制度を改正していただきたい。
3. 後期高齢者医療制度において、65歳から74歳の障害者に対する差別的な取り扱いを廃止していただきたい。

【雇用・就労】

1. 特別養護老人ホームやサービスやケア施設における機能訓練指導員に、視覚障害者マッサージ師を積極的に雇用していただきたい。
2. 機能訓練指導員の範囲を国家資格所有者としていただきたい。

（社会保障審議会障害者部会（第35回）におけるヒアリング資料）

障害者自立支援法の見直しについて

財団法人全日本ろうあ連盟

1. 利用者負担は基本的に廃止、また施設利用のための利用者負担の軽減に向けた見直しが必要です。

- ・利用者の置かれている状況に関わりなく一律に福祉サービス利用にかかる一定の負担を課すことは、主体的な自立をめざしていく上でも問題が大きい。利用者負担の軽減策が取られているが、分かりにくい仕組みになっている。負担感も重い。
- ・給付事業にともなう負担の他にも食費などの施設（入所、通所）利用に関する本人負担もあり、利用を控えるため利用者定員割れの施設も少なくな

こうしたことから

- ① 応益負担を撤廃すること
- ② 食費などの施設利用に関する本人負担を軽減すること

2. 安定した施設経営のための報酬単価の見直しが必要です。

- ・日額による報酬単価は事務煩雑と合わせて施設の経営を圧迫している。
- ① 日額から月額へ分かりやすく事務煩雑さのない事業報酬体系へ見直しが必要である。

3. ろう重複障害者の特性に配慮したグループホーム、ケアホームなどの社会資源が絶対的に不足しています。障害者自立支援法において、ろう重複障害者のための施策づくりが必要です。

4. 障害程度区分認定の見直しにおいては、聴覚障害者の障害特性が正確に反映されるよう認定基準を見直しするとともに、調査方法の検討が必要です。

- ・現在の認定基準項目は、身体機能動作に着目したものが主になっている。
- ・判定の際、調査員とのコミュニケーションがとれず、実態と合わない判定がなされることがある。

こうしたことから、

- ① 認定基準項目に、聴覚障害の特性やコミュニケーションの困難等が十分

に把握できるための調査項目を付加する必要がある。

②ろう重複障害者の場合はコミュニケーションに充分時間をかけて調査する必要がある。

③調査に当っては手話通訳者やろうあ者相談員など、聴覚障害者と同じ言語・コミュニケーション手段を持ち、聴覚障害の特性、本人の生活実態や背景を把握できる者を同行すること。

5. 地域生活支援事業における相談支援事業については、聴覚障害者と同じ言語・コミュニケーション手段を持ち、聴覚障害の特性、生活実態、社会的背景等を理解している者を設置して専門的に相談支援できる体制を確立することが必要です。

- ・相談支援事業を実施する窓口において手話によるコミュニケーションが保障される制度がない。筆談では十分に意見交換できない者が少なくない。
- ・聴覚障害者を専門に相談対応・支援する者を市町村単独で設置することは、市町村ごとの聴覚障害者数、相談員配置の財政的な面から現実的には困難である。

こうしたことから

①相談支援事業においては、聴覚障害者と十分なコミュニケーションがとれ、聴覚障害特性に関し専門的な知識を有する者を都道府県事業として配置すること。

6. 地域生活支援事業におけるコミュニケーション支援事業の充実に向けて見直しが必要です。

- ・利用者負担を課す地域が少数ではあるが散在している。
- ・手話通訳派遣事業の実施は広がっているが、手話通訳設置に進展が見られない。設置しているところも嘱託・臨時職員が多い。
- ・コミュニケーション支援事業実施要綱に記載されている運営委員会、調整者の設置が不十分である。
- ・都道府県レベルの手話通訳者派遣事業が後退し、市町村外、都道府県外のニーズ対応が難しくなっている。
- ・手話通訳者の資格要件、派遣条件、謝礼費・交通費の基準等が、市町村でまちまちな状態が改善されておらず、格差解消につながっていない。
- ・手話奉仕員養成、手話通訳者養成が必須事業と位置づけられていないため、事業を廃止したところが出ている。
- ・厚生労働省「基本方針」にあらゆる福祉サービス利用の前提としてコミ

コミュニケーション支援の役割がしめされず、障害者計画作成において重要視されていない。コミュニケーション支援の数値目標（通訳者養成、設置数等）が出されていない。

- ・コミュニケーション支援事業は必須事業なので、手話通訳者派遣に限定した少ない予算確保に留まる事例が見られる。

こうしたことから

- ① コミュニケーション支援事業に利用者負担を求めないことを明記すること。
- ② 手話通訳者設置と手話通訳派遣の事業を一体的に実施すること。特に、聴覚障害者が地域で安心して暮らすことができる地域社会をめざし、手話通訳設置（手話通訳できる職員の配置）を義務づけること。聴覚障害者に対する専門的な相談支援とも連携し、地域社会での聴覚障害者の生活を支援し、福祉サービスの提供基盤の整備を図る事業のあり方へ見直しが必要である。
- ③ 市町村外、都道府県外の広域対応として、手話通訳者派遣事業を都道府県の必須事業として実施すること。
- ④ 手話奉仕員養成事業を市町村で、手話通訳者養成事業を都道府県で実施することを必須事業とすること。
- ⑤ 第二期障害者計画作成にあたって、コミュニケーション支援の役割を明記し数値目標を出すこと。

7. コミュニケーション支援事業をはじめ地域生活支援事業には、障害者の基本的人権の保障に直接関わる事業が多くあり、安定した事業運営が不可欠であるところから合補助金制度のあり方を見直して下さい。